

**改正**

昭和58年3月31日条例第9号

平成6年9月28日条例第24号

平成12年3月22日条例第22号

平成13年3月28日条例第1号

平成17年9月22日条例第38号

平成18年3月24日条例第22号

平成19年12月20日条例第44号

平成23年3月28日条例第4号

市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 本市は、勤労者、老人、女性及び児童の福祉の増進と文化教養の向上を図るため、勤労福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

一部改正〔平成12年条例22号〕

(名称及び位置)

**第2条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市勤労福祉センター

位置 市川市南八幡2丁目20番1号

(事業)

**第3条** センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者の教養及び文化の向上に関すること。
- (2) 勤労青少年の教養の向上及び生活相談並びにいこいの場の提供に関すること。
- (3) 老人の心身の健康保持、教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (4) 女性の教養の向上及び生活相談並びにいこいの場の提供に関すること。
- (5) 児童の健全な遊び及び健康増進の指導に関すること、児童の生活相談に関すること、子育てを支援するものと児童との交流を図ることその他児童の健全な育成に関すること。
- (6) 市民の体位の向上及びレクリエーションに関すること。
- (7) その他集会等の施設の使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

一部改正〔昭和58年条例9号・平成12年22号・17年38号〕

(施設及び使用資格者)

**第4条** 前条の事業を行うためセンターに次の各号に掲げる施設を置き、その使用資格者は、当該各号に定めるところによる。

(1) 勤労ホーム

本市に住所又は事業所等を有する勤労者その他市長が適当と認めた者

(2) 勤労青少年ホーム

本市に住所又は事業所等を有する15才以上35才未満の勤労青少年その他市長が適当と認めた者

(3) 老人ホーム

本市に住所を有する60才以上の者その他市長が適当と認めた者

(4) 女性ホーム

本市に住所又は事業所等を有する女性その他市長が適当と認めた者

(5) こども館

本市に住所を有する18才未満の者及びその保護者並びにこれらの者で構成される団体その他市長が適当と認めたもの

(6) 体育館

本市に住所又は事業所等を有する者その他市長が適当と認めた者

2 前項第5号に掲げる施設の名称は、市川市南八幡こども館とし、同項第6号に掲げる施設の名称は、南八幡体育館とする。

一部改正〔昭和58年条例9号・平成6年24号・12年22号・17年38号・18年22号〕

(分館の設置等)

**第5条** センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市勤労福祉センター分館

位置 市川市南八幡5丁目20番3号

2 分館は、第3条に定めるセンターの事業のうち、同条第1号、第3号、第7号及び第8号の事業を行うものとする。

3 前項の事業を行うために分館に勤労ホーム及び老人ホームを置き、その使用資格者は、それぞれ前条第1項第1号及び第3号に定めるところによる。

一部改正〔昭和58年条例9号〕

(使用の許可等)

**第6条** センター（こども館を除く。次項、次条、第10条及び第11条第1項において同じ。）又は分館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) センター又は分館を使用しようとする者がその事業に係る目的に適合しない目的でセンター又は分館を使用しようとするとき。

(2) センター又は分館を使用しようとする者が第4条第1項各号（第5号を除く。）に規定する者に該当しないとき。

(3) センター又は分館を使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(4) センター又は分館を使用しようとする者がセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第11条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

(6) その他センター又は分館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 こども館を使用しようとするものは、規則で定める名簿に住所、氏名その他規則で定める事項を記入しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こども館を使用させないことができる。

- (1) こども館を使用しようとするものがその事業に係る目的に適合しない目的でこども館を使用しようとするとき。
- (2) こども館を使用しようとするものが第4条第1項第5号に規定するものに該当しないとき。
- (3) こども館を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) こども館を使用しようとするものがこども館の建物又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (5) その他こども館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

一部改正〔平成12年条例22号・17年38号・18年22号・19年44号〕

(使用料)

**第7条** センター又は分館を使用する者は、別に定める使用料を納めなければならない。ただし、勤労青少年、老人及び児童が使用する場合は無料とする。

一部改正〔平成18年条例22号〕

(開館時間)

**第8条** センター又は分館の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) センターの老人ホーム及びこども館並びに分館の老人ホーム 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

追加〔平成18年条例22号〕

(休館日)

**第9条** センター又は分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) 1月2日から同月4日まで
- (4) 12月28日から同月31日まで

追加〔平成18年条例22号〕

(使用権の譲渡等の禁止)

**第10条** 使用者は、センター又は分館を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成18年条例22号〕

(使用の停止等)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は分館の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者がセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。

(7) その他センター又は分館の管理運営上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こども館の使用を停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) こども館の利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) こども館の利用者がこども館の建物又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) こども館の利用者が使用の目的に違反したとき。

(4) こども館の利用者が使用の際に指示された事項に違反したとき。

(5) こども館の利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) その他こども館の管理運営上支障があるとき。

全部改正〔平成17年条例38号〕、一部改正〔平成18年条例22号・19年44号〕

(入館の禁止等)

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は分館を利用するものに対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) センター又は分館を利用するものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センター又は分館を利用するものがセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他センター又は分館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

追加〔平成18年条例22号〕

(意見聴取)

**第13条** 市長は、必要があると認めるときは、第6条第2項第5号又は第11条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例44号〕

(損害賠償)

**第14条** センター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成12年条例22号・17年38号・18年22号・19年44号〕

(運営委員会)

**第15条** センター及び分館の運営について、市長の諮問に応ずる機関として、市川市勤労福祉センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成18年条例22号・19年44号〕

(委員)

**第16条** 委員会は、非常勤の委員7名をもって組織し、次の各号により市長が委嘱する。

(1) 議会の推せんした議員 2名

(2) 学識経験者 5名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成13年条例1号・18年22号・19年44号〕

(委員長及び副委員長)

**第17条** 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

一部改正〔平成12年条例22号・18年22号・19年44号〕

(報酬及び費用弁償)

**第18条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成18年条例22号・19年44号・23年4号〕

(委任)

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成12年条例22号・18年22号・19年44号〕

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

(市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和44年条例第27号)は廃止する。

**附 則**(昭和58年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

**附 則**(平成6年9月28日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

**附 則**(平成12年3月22日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成13年3月28日条例第1号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

**附 則**(平成17年9月22日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月15日から施行する。

**附 則**(平成18年3月24日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年12月20日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。